

○厚生労働省令第三百三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百三号）の施行に伴い、及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第十条の規定を実施するため、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

目次

- 第一章 医療
    - 第一節 特定医療費の支給(第一条―第三十四条)
    - 第二節 指定医療機関(第三十五条―第四十五条)
  - 第二章 療養生活環境整備事業(第四十六条―第五十一条)
  - 第三章 雑則(第五十二条・第五十三条)
- 附則

(大都市の特例)

第五十三条 令第十条の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が難病の患者に対する医療等に関する事務を処理する場  
 合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同  
 表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものと  
 する。

第四条	都道府県	指定都市
第十二条		
第十三条	都道府県知事は	指定都市の市長は
第十五条	都道府県知事が	都道府県知事又は指 定都市の市長が
第十六条	都道府県知事	指定都市の市長
第十七条	都道府県知事が行う研 修	都道府県知事又は指 定都市の市長が行う 研修

改正前

目次

- 第一章 医療
    - 第一節 特定医療費の支給(第一条―第三十四条)
    - 第二節 指定医療機関(第三十五条―第四十五条)
  - 第二章 療養生活環境整備事業(第四十六条―第五十一条)
  - 第三章 雑則(第五十二条)
- 附則

(新設)

第十九条	都道府県知事が認めるとき	指定都市の市長が認めるとき
第二十条第二項から第四項まで	都道府県知事	指定都市の市長
第二十一条		
第二十四条	都道府県	指定都市
第二十六条		
第二十七条		
第三十一条	都道府県知事	指定都市の市長
第三十二条	都道府県	指定都市
第三十三条		
第三十四条		
第三十五条	都道府県知事	指定都市の市長
第三十六条		
第四十二条		
第四十三条		
第四十四条		
第四十五条第一項	都道府県	指定都市
第四十五条第二項	都道府県は	指定都市は
第五十条	都道府県知事	指定都市の市長
第五十一条第二項	都道府県知事	指定都市の市長

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。